



経験と展望：中国懲罰的賠償制度の司法実務の類型化整理

選り抜き記事

懲罰的賠償をどのように適用するかは知的財産侵害案件における焦点の問題である。2021年3月、最高人民法院が発布した《知的財産侵害民事案件の審理における懲罰的賠償の適用についての解釈》（以下、「《懲罰的賠償解釈》」と略す）および《知的財産侵害民事案件における懲罰的賠償の適用の典型的な案例》（以下、「《懲罰的賠償の典型的な案例》」と略す）は、知的財産案件における懲罰的賠償の適用要件と裁判構想を明確にし、懲罰的賠償を正しく適用するために強い司法指針の役割を持っている。

本文は、関連する法律法規、典型的な案例と先行案例を研究し、そして弊所の代理した懲罰的賠償案例の適用をまとめた上で、懲罰的賠償司法実務、特にその適用要件を類型化して整理し、証拠収集の施策について提案する。

一、懲罰的賠償適用要件の法律規定

2013年8月に改正された《商標法》は、知的財産法律に懲罰的賠償条項が初めて規定されたものであり、すなわち、懲罰的賠償の適用は、商標権侵害を成立した上で確立され、「悪意」と「情状が深刻」という2つの要件を満たす必要がある。その後、《民法典》および《種子法》、《不正競争防止法》、《専利法》、《著作権法》などの部門法も懲罰的賠償の適用要件を規定した。また、最高人民法院、北京高級法院、深セン中級法院、鄭州中級法院は、司法実務において懲罰的賠償条項を具体的に適用することもさらに規定した。

前述の法律と司法解釈の規定によると、中国知的財産懲罰的賠償の構成要件は、主観的要件と客観的要件に分けられ、主観的要件は「故意」（「悪意」）であり、客観的要件は「情状が深刻」である。なお、2013年に改正された《商標法》は主観的要件を「悪意」と表現し、2019年に改正された《不正競争防止法》および北京高級法院が2020年4月に公布された《知的財産侵害および不正競争案件の損害賠償の

決定についての指導意見および法定基準の裁判基準）も《商標法》の表現を継続しているが、《民法典》などのその他の法律や司法解釈はすべて、主観的要件を「故意」と規定しており、表現に不一致がある。

最高人民法院は、司法適用を統一するために、《懲罰的賠償の司法解釈》において、「故意」と「悪意」の意味が一致していることを明確にし、また、「悪意」が商標、不正競争分野に適用され、「故意」が他の知的財産分野に適用される誤解を防ぐために、「故意」には、《商標法》と《不正競争防止法》に規定された「悪意」が含まれていると規定した。

二、懲罰的賠償を適用する主観的要件—故意に侵害行為を実施する

《懲罰的賠償司法解釈》第3条第1項の規定によると、知的財産侵害の故意の認定について、人民法院は、侵害された知的財産客体の種類、権利状態、および関連製品の知名度、被告と原告または利害関係者との間の関係などの要素を総合的に考慮しなけ

ればならない。

主観的要件「故意」の本質的属性は人間の主観的心理状態であるため、侵害者の客観的行為に基づいて推定する必要がある。《懲罰的賠償司法解釈》と関連司法事例は、これについてすでに多くの探索と類型化規定を行っており、例えば、《懲罰的賠償司法解釈》第3条第2項の規定によると、以下の状況に対して、人民法院は被告が知的財産侵害の故意があると初歩的に認定することができる。(1) 被告が原告または利害関係者から通知、警告を受けた後も、侵害行為を継続して実施する場合、(2) 被告またはその法定代表者、管理者が原告または利害関係者の法定代表者、管理者、実際支配人である場合、(3) 被告と原告または利害関係者との間に労働、労務、協力、許可、取次、代理、代表などの関係があり、かつ侵害された知的財産権に接触したことがある場合、(4) 被告と原告または利害関係者との間に業務上の往来があったり、契約の締結などのために交渉したことがあり、かつ侵害された知的財産権に接触したことがある場合、(5) 被告が海賊版、登録商標を偽る行為を実施した場合、(6) その他の故意と認定できる状況。

前述の規定に基づき、関連する典型的な事例と結び付けて、「故意」と認定される状況は以下の5種類に分類できる。(1) 通知に基づいて「故意」と認定する、(2) 関係に基づいて「故意」と認定する、(3) 海賊版、偽物に基づいて「故意」と認定する、(4) 知名度に基づいて「故意」と認定する、(5) 同じ地域・同じ分野に基づいて「故意」と認定する。具体的な分析は次のとおりである。

(1) 通知に基づいて「故意」と認定する

1.通知、警告、行政処罰：被告が原告または利害関係者から通知、警告や行政処罰を受けた後も、侵害行為を継続して実施する場合

事例1：パロック木業(中山)有限公司 vs. 浙江生活家パロック床板有限公司、太倉市城廂鎮門迪尼床板商行などの商標権侵害紛争案件において、権利者は侵害警告書を何度も送信したことにとして、侵害者に対する故意の挙証を完了した。¹

1 江蘇省高級人民法院(2017)蘇民終1297号判決書を参照。

2. 和解協議：和解協議に達した後、再び侵害行為を実施した場合

事例2：原告のBALANCED BODY INC vs. 被告の永康一恋スポーツ機器有限公司の商標権侵害紛争案件において、被告は2011年にスペインに輸出された製品が権利侵害の疑いで原告に警告され、最終的に原告と和解協議を締結し、被告は原告の所有する産業所有権を侵害したり妨害したりする可能性のある活動を今後一切しないことを約束したが、数年ぶりに、被告は原告の登録商標専用権を侵害した製品を生産販売していることを再発見された。被告の侵害悪意は極めて深刻である。²

3. 発効判決：侵害者またはその支配株主、法定代表者などが発効判決が出された後、同じ侵害行為を繰り返すまたは形を変えた繰り返し実施した場合

事例3：広州天賜ハイテク材料株式会社など vs. 安徽ニューマンファインケミカル有限公司などの技術秘密侵害紛争案件において、安徽ニューマン社の元法定代表者劉宏は関連する刑事事件で技術秘密の侵害により刑事責任が追及され、依然として侵害行為を継続して実施し、販売範囲は20余りの国と地域に達し、主観的故意が明らかである。³

(2) 関係に基づいて「故意」と認定する

1. 関連関係：被告またはその法定代表者、管理者が原告または利害関係者の法定代表者、管理者、実際支配人である場合

事例4：広州市紅日燃具有限公司 vs. 広東智美電器株式会社などの商標権侵害紛争案件において、被告の1人である石祥文は広州紅日社マーケティング部の従業員で、明らかな主観的故意がある。⁴

2. 協力関係：被告と原告または利害関係者との間に労働、労務、協力、許可、取次、代理、代表などの関係があり、かつ侵害された知的財産権に接触したことがある場合

2 上海市浦東新区人民法院(2018)沪0115民初53351号判決書を参照。

3 最高人民法院(2019)最高法知民終562号判決書を参照。

4 広東省高級人民法院(2019)粵民終477号判決書を参照。

同案例1：法院の認定によると、浙江バロック社はバロック木業社の委託により床板を生産し、双方の協力が終了した後も、浙江バロック社は引き続き「バロック」企業店名とバロック木業社の登録商標と同じまたは近似の標識を使用し……明らかな主観的故意がある。

3. 業務上の往来：被告と原告または利害関係者との間に業務上の往来があったり、契約の締結などのために交渉したことがあり、かつ侵害された知的財産権に接触したことがある場合

案例5：福建のある会社 vs. 上海のある会社、ある食品加工工場の商標権侵害紛争案件において、上海のある会社は福建のある会社が発行した《授權書》が委託販売のために使用され、訴えられた侵害商品が含まれていないことを知りながら、オンライン販売プラットフォームに当該《授權書》を提供し、この詐欺手段で当該プラットフォームの審査を通過させ、侵害手段が悪質で、主観的故意が明らかである。⁵

(3) 海賊版、偽物に基づいて「故意」と認定する

1. 海賊版偽称：被告が海賊版、登録商標を偽る行為を実施した場合

案例6：五糧液株式会社 vs. 徐中華らの商標権侵害紛争案件において、徐中華らは五糧液白酒の模造商品を大量に販売し、その使用した標識は五糧液社の係属商標と同じか、または高度に近似されており、模造商品の包装装飾と標識の使用位置は五糧液白酒の包装装飾と商標の使用位置とほぼ同じで、明らかに全面的模倣した主観的故意がある。⁶

(4) 知名度に基づいて「故意」と認定する

1. 有名な商標：侵害者が同じまたは類似の商品に権利者の有名な商標を使用する

案例7：内モンゴル鄂尔多斯（オールドス）資源株式会社 vs. 北京ミキ貿易有限公司の商標権侵害紛争案件において、「鄂尔多斯」シリーズの商標は字体の設計に強い顕著な特徴があり、服装類商品に使用されてすでに高い知名度があり、商標局に有名な

商標として認定されていた……明らかな主観的故意があり、懲罰的賠償の適用条件を満たす。⁷

2. 近似商標登録出願：侵害者が権利者の有名な商標を先行登録したり、または商標登録出願が先の商標と近似しているとみなされ、拒絶された後も引き続き使用される場合

案例8：大自然家居（中国）有限公司 vs. 福建因爾心安木業有限公司、周福良などの商標権侵害紛争案件において、周福良は床板の商品に大自然社の係属商標と近似した訴えられた侵害商標を大量に登録しており、訴えられた侵害商標無効宣告期間および行政訴訟一審判決後……周福良、因爾心安社は悪意のある侵害であり、かつ侵害の情状が深刻であり、懲罰的賠償の適用条件を満たす。⁸

(5) 同じ地域・同じ分野に基づいて「故意」と認定する

1. 同じ地域の競争者：被告は原告と同じ地域にあり、かつ同じ分野の競争者である

案例9：北京炎黄盈動科技發展有限責任公司 vs. アマゾン通技術サービス（北京）有限公司などの商標権侵害紛争案件において、アマゾン社は炎黄盈動社と同じ地域範囲内の競争者として、炎黄盈動社が係属商標の専用権を持っていることを知りながら、光環新網社と共同で本件の訴えられた侵害行為を実施し……悪意のある商標専用権侵害行為であり、かつ情状が深刻であり、懲罰的賠償の適用条件を満たす。⁹

三、懲罰的賠償を適用する客観的要件—情状が深刻

《懲罰的賠償解釈》第4条の規定によると、知的財産侵害の情状が深刻であるとの認定に対して、人民法院は侵害の手段、回数、侵害行為の持続時間、地域範囲、規模、結果、侵害者の訴訟における行為などの要素を総合的に考慮しなければならない。被告が以下の状況にある場合、人民法院は情状が深刻であると認定できる。（1）侵害行為により行政処罰または法院の裁判による責任を負った後、再び同じまたは類似の侵害行為を実施する場合、（2）知的

⁵ 福州市中級人民法院公式WeChat/ブティックアカウントの報道を参照。
(<https://mp.weixin.qq.com/s/Tr0CLOx27WcYrrDdz5yMQ>)

⁶ 浙江省杭州市中級人民法院(2020)浙01民終5872号判決書を参照。

⁷ 北京知識産権法院(2015)京知民初字第1677号判決書を参照。

⁸ 江蘇省蘇州市中級人民法院（2020）蘇05民初60号判決書を参照。

⁹ 北京市高級人民法院(2018)京民初127号判決書を参照。

財産の侵害を業とする場合、(3) 侵害の証拠を偽造、破壊または隠匿する場合、(4) 保全裁定の履行を拒否する場合、(5) 侵害による利益または権利者の損害が巨大である場合、(6) 侵害行為が国家の安全、公共の利益または人身の健康を害する可能性がある場合、(7) その他の情状が深刻であると認定できる状況。

前述の規定に基づき、関連する典型的な事例と結び付けて、「情状が深刻」と認定される状況は侵害行為の性質が悪い場合と、侵害行為の結果が深刻な場合の2つに分類できる。具体的な分析は次のとおりである。

(1) 侵害行為の性質が悪い場合

1. 繰り返し侵害：侵害行為により行政処罰または法院の裁判による責任を負った後、再び同じまたは類似の侵害行為を実施する場合

事例10：アディダス有限公司 vs. 阮国強などの商標権侵害紛争案件において、阮国強は、アディダス社の商標権を侵害したアッパー商品の販売で行政処罰を受けたことが3回あった……主観的故意が非常に明らかであり、侵害の情状が深刻であり、懲罰的賠償の適用条件を満たす。¹⁰

2. 侵害を業とする：知的財産の侵害を業とする場合

同事例3：法院は次のように認定した。安徽ニューマンは、訴えられた侵害商品を専門的に研究開発・生産・販売する企業であると主張し、他の製品があることを証明する証拠がなかったため、第一審法院は権利侵害を完全に業としてしていると認定した。

3. 証拠妨害：侵害の証拠を偽造、破壊または隠匿する場合

同事例3：法院は次のように認定した。広州天賜ハイテク材料株式会社など vs. 安徽ニューマンファインケミカル有限公司、吳丹金などの技術秘密侵害紛争案件において、安徽ニューマン社は一番の段階で、正当な理由なしに関連する会計帳簿と原始的な証明書提供することを拒否し、拳証の妨碍を構成し、その主観的な侵害故意の深さと、侵害情状の深刻さが十分にうかがえる。

4. 保全の不履行：保全裁定の履行を拒否する場合

同事例4：法院は次のように認定した。広東智美社などは、一審法院が消毒キャビネット、統合ストープなどの商品に広州紅日社の係属商標を使用することを停止する行為保全裁定を下した後も、侵害行為を継続して実施し、しかも侵害規模が大きく、侵害情状が深刻であった。

5. 全面的な侵害：権利侵害行為の方式は多様で、知的財産の全面的な侵害に属する場合

事例11：蘭西佳聯ディーゼル油脂化工有限公司、ジョン・ディーゼル(丹東)石油化工有限公司など vs. ジョン・ディーゼル(中国)投資有限公司、ディーゼル社の商標権侵害紛争案件において、ジョン・ディーゼル北京社、ジョン・ディーゼル丹東社、および、蘭西佳聯ディーゼル社が実施した訴えられた侵害行為の方式は多様であり……商標権侵害と同時に多種の不正競争行為を実施し、商標侵害、不正競争の全面的な権利侵害に属する。したがって、2013年商標法第63条の規定に従い、商標専用権の悪意のある侵害については、情状が深刻な場合、上記の方法で決定した金額の3倍に基づいて賠償額を決定する。¹¹

(2) 権利侵害行為の結果が深刻な場合

1. 利益が大きい：権利侵害による利益、または権利者の損失が大きい

事例12：小米科技有限責任公司など vs. 中山奔騰電器有限公司などの商標権侵害紛争案件において、被告の侵害と訴えられた23店舗の侵害による利益は2000万人民元超え、江蘇省高級法院は、3倍の懲罰的賠償を適用した後、小米社の5000万元の損害賠償訴訟請求を全額支持した。¹²

2. 損失が大きい：侵害行為は、権利者の信用、市場シェアなどの合法的權益に深刻な損害を与える

同事例1：法院は次のように認定した。パロック木業社が2015と2016年に、被告の侵害商品の販売により損失した利益は約868.708万元で、価格侵食により損失した利益は1000万元を超えた。パロ

10 浙江省温州市中级人民法院(2020)浙03民終161号判決書を参照。

11 北京知識産権法院(2016)京73民初93号判決書、北京市高級人民法院(2017)京民終413号判決書を参照。

12 江蘇省高級人民法院(2019)蘇民終1316号判決書を参照。

ック木業社の実際の損失は1800万円を超え、江蘇省高級法院は2倍の懲罰的賠償を適用した後、バロック木業社が主張した1000万円の損害賠償を全額支持した。

3. 公共の利益を害する：侵害行為は国家の安全、公共の利益、または人身の健康を害する可能性がある

案例13： 欧普照明株式会社 vs. 広州市華升プラスチック製品有限公司の商標権侵害紛争案件において、華升会社が登録した経営範囲と承認された経営項目には、照明ランプの製造が含まれていないことに加えて、ランプ類製品は国の強制認証製品に属し、**製品の品質が不合格であると安全事故を引き起こしやすく、消費者の利益を損害し、社会の公共安全に影響を及ぼす。** 華升社の侵害行為は、影響が大きく、結果が比較的深刻で、情状が深刻な状況に属すると認定するに十分である。¹³

四、挙証戦略の提案

懲罰的賠償は、悪意のある知的財産権侵害行為を取り締まる重要な武器であり、この条項を適用する核心的な戦略は、「故意」と「情状が深刻」という主観的および客観的な要件から着手し、全面的かつ多角的に証拠を集めて、侵害者が主観的故意を持ち、かつ行為の性質が悪い、または行為の結果が深刻であることを証明し、法に基づいて懲罰的賠償条項を適用する。また、懲罰的賠償の適用要件である「故意」と「情状が深刻」も、懲罰的賠償額の基数と倍数計算に直接関連している。¹⁴

このことから、権利者が訴訟の過程で以下の角度から証拠を収集し、整理できることを提案する。

主観的要件の証拠
1.権利者の受賞情況、販売情況、著名商標の認証裁定などの知名度証拠、
2.侵害者が侵害を繰り返した証拠、例えば、権利者が送信した弁護士の手紙、警告手紙、各当事者が合意した和解協議、法院による発効裁判、行政機関による処罰など、
3.侵害者の設立時期、居住地、従事業界および権利者との人の関係、協力関係などの情報を調査、
4.侵害者の商標登録情況、権利者の商標を先行登録したことや拒絶したことなどの状況の有無を調査、
5.侵害者の具体的な侵害行為、侵害規模、侵害形式などの証拠。
客観的要件の証拠
1. 侵害者が侵害を繰り返した証拠、例えば、侵害者が行政処罰されたかどうか、または、法院の判決または保全裁定を受けたかどうか、
2.侵害者の具体的な侵害方式、製品を販売する状況または証拠妨害行為があるかどうか、
3.侵害商品の販売価格、販売量、業界利益率などの侵害による利益の証拠、
4.権利者の販売量の減少、価格低下などの実際の損失証拠および市場シェアの減少の証拠、
5.侵害行為が公共の利益に及ぼす損害などの証拠。

弊所の代理した原告のBALANCED BODY INC vs. 被告の永康一恋スポーツ機器有限公司の登録商標の専用権侵害民事紛争案件において、弊所は被告が協議に署名した後も権利侵害を係属していることと、被告が原告の製品を全面的に模倣していることの2つの次元から、被告が侵害の「故意」を持っていることを証明し、さらに、侵害行為の影響範囲が広く、侵害製品に品質問題があり、原告ののれんに重大な悪影響を及ぼすという3つの側面から、侵害行為の「情状が深刻」であることを論証した。これにより、上海市浦東新区人民法院は、被告が懲罰的賠償を負担すべきであると画期的に認定し、原告の300万の損害賠償訴訟請求を全額支持した。この案件は上海地区法院が懲罰的賠償を適用した最初の知的財産案件であり、最高人民法院2019年中国法院の知的財産案件トップ10に選ばれた。上海浦東新区法院は、主観的悪意の大きい繰り返し侵害行為者に対して懲罰的賠償を加えることにより、侵害者に大きな抑止力を与えるだけでなく、懲罰的賠償の適用にも良いガイドラインを提供した。我々は、司法実務においてより多くの優れた案件が出現し、わが国の懲罰的賠償制度をさらに規範化し、完備することを期待している。

¹³ 広東省高級人民法院(2019)粵民再147号判決書を参照。

¹⁴ 《特許紛争案件の審理における適用法律問題についての最高人民法院の若干規定》第20条第3項と《懲罰的賠償解釈》第6条を参照。

本誌の「選り抜き記事」の内容は、法律意見と同等ではありません。専門的な法律意見や諮問が必要な場合は、当社の専門顧問と弁護士にご相談ください。当社の電子メールは、LTBJ@lungtin.comで、このメールアドレスは当社のホームページwww.lungtin.comでも記載されています。

この文章の詳細については、この文章の作成者にお問い合わせください。

張孟春：弁護士：LTBJ@lungtin.com

鄧思涵：弁護士：LTBJ@lungtin.com



張孟春

弁護士

商標と不正競争に関する法律業務の取り扱いに長けており、その業務分野には主に、商標授權と権利確認行政訴訟案件、商標と不正競争民事訴訟案件、知的財産行政調査と刑事権利維持案件、および商標出願、拒絶、取消、異議申立、無効審判、復審請求などの各種類の商標所有権案件が含まれる。張孟春弁護士は、顧客のために何百件もの複雑な知的財産案件を処理し、典型的な意味を持つ案件を代理してきた。例えば、周馬龍会社を代理してある会社との商標権侵害案件において、行為禁令および300万元の賠償を取得し、バーガーキング会社を代理して国家知識産権局との商標無効審判行政紛争案件は、知産力によって商標行政訴訟の典型的な事例に選ばれ、ビクトリアの秘密ブランド会社を代理してある偽造ギャングとの行政調査案件は、優良ブランド保護委員会によって知的財産行政保護のベストテンに選ばれ、スターバックス会社を代理してある偽造ギャングとの登録商標偽造罪案件は、最高人民検察院によって知的財産保護の典型的な事例に選ばれ、商法によって年度傑出事例に選ばれた。



鄧思涵

弁護士

2018年に北京隆諾律師事務所に入所した。モレックス傘下の「OPLINK」商標権侵害案件、泰康商標権侵害案件、営業秘密侵害などの案件に協力したことがある。

鄧思涵先生は隆諾事務所に入所する前に、2017年にノキア通信システム技術北京有限公司の法律部に入社して従業員の労働仲裁、中華地域の関連会社合併を担当し、以前、ノキア通信と東軟グループ合併会社の取締役会秘書、およびノキア通信研究開発センターの財務制御と分析をしたことがある。